

船舶SOx規制の統一的な実施に向けた国際的な対策

- 2020年より開始される船舶SOx規制強化において、安価な基準不適合油を使用するなどの不正行為が横行した場合、公正な国際競争が求められる外航海運において、適正にルールを守る事業者との間で競争条件が不当に歪められることが懸念されている。
- このため、国際海事機関(IMO)において、日本提案等をベースに、燃料油の検査方法や燃料サプライヤーへの監督措置等の不正対策を盛り込んだ、SOx規制の統一的な実施のためのガイドラインを作成。
- 2019年2月の第6回汚染防止・対応小委員会(PPR 6)でガイドラインを最終化。5月の第74回海洋環境保護委員会(MEPC 74)で正式に採択の予定。



IMOの検討経緯

- 2017年7月 第71回海洋環境保護委員会(MEPC71)
- PPR新規議題やスケジュールの審議
 - ISOへの低硫黄燃料油の国際規格化の要請
- 2018年2月 第5回汚染防止・対応小委員会(PPR5)
- ガイドラインの策定に合意
- 2018年7月 PPR中間作業部会
- ガイドライン案の詳細を審議
- 2019年初 第6回汚染防止・対応小委員会(PPR6)
- **ガイドライン案を最終化**
- 2019年夏 第74回海洋環境保護委員会(MEPC74)
- ガイドラインを採択

日本提案

日本の基本方針

1. 実効性のある対策を設ける

- ✓ マルポール条約に基づく検査の枠組を活用。
- ✓ 不適合油を販売しないよう、供給サイドにも働きかけを実施。
- ✓ IMOのネットワークを活用し、不正情報を共有。

2. 業界に過度な負担を課さない

- ✓ サンプルング等で不当な遅延を生じさせない。
- ✓ サンプルングの分析方法を世界で共通化。

3. 日本がガイドライン策定を主導

- ✓ 日本がガイドラインの骨子・素案を提示し、議論の土台に。

船舶SOx規制の統一的な実施のためのガイドライン(不正対策部分)

1. 船舶側の準備

- ✓ 予め、燃料の積み替えスケジュール等を計画しておくことを推奨。



2. 旗国に推奨される不正対策

- ✓ 自国籍船に対する検査と認証
 - 条約に基づく定期検査の際、高硫黄燃料油の使用条件をチェック。
(スクラバーの搭載とその適正な使用、その他主管庁が認める場合に限定)



3. 寄港国に推奨される不正対策

- ✓ 外国船舶に対する検査(PSC)
 - 条約に基づく立入検査で書類をチェック。疑わしい場合には燃料油サンプリングも※。
 - サンプリングの手法は、ISO国際規格に準拠した方法に統一。
- ✓ 不正発覚後の通報・情報共有
 - 旗国への通報に加え、IMOやPSCの地域協力のネットワークを活用して多国間で不正情報を共有。

※ただし、不当な遅延を要さないことを条件とする。

4. 燃料供給者所在国に推奨される不正対策

- ✓ 供給燃料の適正化
 - 燃料供給者に対し、必要に応じてサンプリング検査を実施するなど、適切な監督措置を実施。 など

※上記にあわせ、MARPOL条約附属書VI附録VI(燃料油サンプル分析手法)及びPSCガイドラインを改正。